

2007年1月15日

鹿児島県議会議員（予定候補者）
様

鹿児島オンブズマン
代表 続 博 治

政務調査費に関するアンケートの取り組みについて

皆様方におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

さて、マスコミ報道などでご存じのことと存じますが、私たちは、政務調査費の使途の透明性を求める活動を行なってきております。政務調査費は、支出金額の多い自治体ほど公開度が低く、政務調査費を用いて行なった議員活動の内容を市民・住民が知ることができない自治体が多くあります。

議員活動を市民・住民に知らせることは代表民主制の基本です。しかも、議員の調査研修のため議員報酬とは別に目的を定めて政務調査費を支給しているのですから、政務調査費を用いて行なった活動内容を市民・住民に知らせることは当然のことです。

鹿児島オンブズマンでは、鹿児島県内の自治体で政務調査費を支給している鹿児島県及び市町村議会（11市1町）に対して、2006年4月1日現在の政務調査費と支出に関する情報公開の取り組み状況の実情調査を2006年10月に実施いたしました（結果は、同封の「別紙」を参照ください）。その結果、鹿児島県議会においては、領収書の添付義務規定や体的事例などを詳しく記載した使途基準の規定がなく、透明性は低いと言わざるをえません。

そこで、私たちは来るべき統一地方選の争点の一つとして、政務調査費の透明化と位置づけ、投票の際の判断材料としたいと考えています。もちろん、このような視点は私たちの勝手な争点提起ですし、議員の仕事には他の様々な分野のものもありますから、一面的過ぎる、というご批判もあろうかと思えます。しかし、政務調査費の透明化は、私たちが議員の活動を知るための基本情報でもあります。

つきましては、現職の議員及び立候補予定者の皆さんに、来たるべき統一地方選を前にして、政務調査費の使途の透明化にどのようなお考えをお持ちか、個人としてのお考えをアンケートをさせていただき次第です。

標題のアンケートにつきまして、ご回答の期限は2月9日必着とさせていただきます。FAX かメールにてお送りいただきますようよろしくお願いいたします。

ご回答をいただけなかった場合も含めて、ご回答内容をマスコミ報道を通じて公開するとともに、統一地方選の告示日の直前までホームページ上で公開する予定です。

趣旨をご理解のうえ、ご回答を期待します。

連絡先：〒899-5111

鹿児島県霧島市隼人町姫城 2729-4 TEL / FAX 0995-42-7311

鹿児島オンブズマン 担当：続 博治（TEL 0995-63-1700 FAX 0995-63-1701）

E-mail: a-lopas@po.synapse.ne.jp

<http://www.synapse.ne.jp/~aunion/k-ombudsmantop.htm>

政務調査費の情報公開度ランキング

2006年11月12日現在

		自治体名	備考
A	80点超～100点以下	川辺町 指宿市 霧島市 枕崎市	* 領収書の添付義務づけと独自の用途基準作成の自治体(100点満点)は2つ。 * 用途基準の独自作成ではない自治体は、-5点とした。
B	60点超～80点以下	いちき串木野市	* 支出明細書の公開の予定がない、用途基準作成の予定がないので-30点とした。
C	40点超～60点以下	鹿屋市 日置市	* 支出明細書の公開の予定がない、調査報告書・視察研修の報告義務がないが、領収書の添付、用途基準作成があり50点とした。
D	20点超～40点以下	鹿児島県市 阿久根市 薩摩川内市 奄美市	* 調査研究、視察研修報告書や領収書のみ義務化で他の公開は検討中は40点とした。 * 用途基準の配布、一部領収書の義務づけのある自治体は30点とした。 * 支出明細の公開と用途基準は、申し合わせ事項があるが、領収書・調査研究・視察報告書等の義務化は今後検討中であり30点とした。
E	0点超～20点以下	鹿児島市 出水市	* 領収書添付の義務づけがない、視察研修の報告義務はあるが、他は検討中又は予定がないので、20点とした。 * 領収書の添付規定があり20点とした。
F	0点		

- (1) 領収書 支出明細書 調査報告書 視察報告書 用途基準マニュアル / 各20点×5 / 100点満点 をきほんとした。
- (2) 各項目とも、公開される情報が一部分であるなどの場合は、10点とした。
- (3) 自治体の例規集を参考に、領収書の添付や用途基準の規則明記等は10点とした。
- (4) 回答拒否や検討中などの場合は、0点とした。